

穀貯藏獎勵試案

昭和五年以來、政府が所謂自治的統制策として穀貯藏を獎勵して來たが、さらに前記の如く減反案と共に、更に内地八年、九年産米五百萬石貯藏をもち出して來た。

- (1)、一ヶ年間を目標として、その間米價が最低價格の一定割合（一割五分値上）にならなければ賣却せしめず
- (2)、貯藏獎勵金として、貯藏期間中、石當り金利（八十四錢）倉庫迄の運賃（十五六錢）を補給する、この資金は現在の獎勵規則資金五百萬圓を以つてあてる
- (3)、農業倉庫又は民間倉庫借入、倉庫なき地方はバラック倉庫を急造す、この借入費（即ち倉敷料）と新建設費は政府と府縣の共同負擔とする、倉庫は政府の管理、保管料は徴收せず
- (4)、貯藏穀に對しては公定米價の八掛又は九掛迄を預金部三千萬圓、中央金庫から五千萬圓を低資融通とする

- (5)、朝鮮、台灣に於ても右に準じた方法を講ずる、これに對して地方費負擔の加重と買上げの際の格落（品傷み）の補償及買上げ資金が問題となつてゐる

其他の對策としては

一、ダンペンシツ案

内地農民の飯米餘糧をよそに、捨値で、外國に投資し、内地在米を少くして、米價を昂騰せしめようとする案

二、肥料輸出許可復活案

肥料の十六割以上の昂騰にびつくりして、輸出を制限して、内地市場への供給増加によつて自然的に肥料の低落を招致し、米の直接生産費中一六一一七%を占める購入肥料部分を減らそうといふ百年河清を待つ式の對策である。商工省は絶對反對を表明した。肥料資本家は強力なカルテルによつて自由自在に價格を吊上げる事が出来るのだ。